



熊本県公報

第 1 1 7 7 1 号
平成 21 年 1 月 13 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県歳計現金余裕金貸付規則の一部を改正する規則……………	(会計課) 1
○生活保護法の規定による指定介護機関の指定……………	(社会福祉課) 2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永 住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例による ものとされた生活保護法の規定による施術者の指定……………	(//) 4
○道路の区域変更……………	(道路保全課) 5
○熊本県民生委員、児童委員表彰規程の廃止……………	(健康福祉政策課) 5
○保安林の指定に関する予定……………	(森林保全課) 5
○指定居宅サービス事業所の指定……………	(高齢者支援総室) 6
○指定介護予防サービス事業所の指定……………	(//) 6
○保安林の指定に関する予定……………	(森林保全課) 6
○八代市都市計画事業の事業変更認可(八代公共下水道)……………	(下水環境課) 6
公 告	
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知のあて所不分明者 に係る当該通知の掲示……………	(森林保全課) 7
○団体営土地改良事業の施行認可……………	(農村計画・技術管理課) 7
○大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村等からの意見 ……………	(商工政策課) 7
○「くまもと安心移動ナビ・プロジェクト」システム構築等業務に 係る落札者の決定……………	(企画課) 8
○都市計画法第 3 6 条第 3 項の規定による開発行為工事完了公告……………	(建築課) 8
○道路の位置指定の公告……………	(//) 8
○道路の位置指定の公告……………	(//) 8
○平成 2 1 年度熊本県庁舎等清掃業務委託……………	(管財課) 9
○建築基準法第 7 3 条第 2 項の規定による建築協定の認可に関する 公告……………	(建築課) 12
登 載 依 頼	
○第 8 回熊本縣市町村合併推進審議会の開催……………	(市町村総室) 12
○第 1 3 2 回熊本県都市計画審議会の開催……………	(都市計画課) 13
○直接請求に係る連署基準数……………	(選挙管理委員会) 14
○直接請求に係る連署基準数……………	(//) 14
○直接請求に係る連署基準数……………	(//) 14
○選挙管理委員会委員の住所及び氏名……………	(//) 14
○選挙管理委員会委員長及び同職務代理人……………	(//) 15

規 則

熊本県歳計現金余裕金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 2 1 年 1 月 1 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 1 号

熊本県歳計現金余裕金貸付規則の一部を改正する規則
熊本県歳計現金余裕金貸付規則(昭和 3 4 年熊本県規則第 1 4 号)の一部を次のように
改正する。

第 2 条中「、熊本県信用農業協同組合連合会」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

熊本県告示第 1 6 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 1 項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、同法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。
平成 2 1 年 1 月 1 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
桜の丘訪問介護事業所 上益城郡甲佐町西寒野 1 1 6 0 番地 1	社会福祉法人綾友会 上益城郡甲佐町西寒野 1 1 6 1 番地	平成 1 8 年 4 月 1 日
青い空訪問介護事業所 上益城郡甲佐町横田 6 4 0 番地	有限会社青い空 上益城郡甲佐町横田 6 4 0 番地	平成 1 8 年 4 月 1 日
ヘルパーステーションひまわり 下益城郡美里町二和田 1 2 3 3 番地	社会福祉法人千寿会 下益城郡美里町二和田 1 2 3 3 番地	平成 1 8 年 4 月 1 日
医療法人愛生会ヘルパーステーションおんじゃく 下益城郡美里町中小路 8 3 5 番地	医療法人愛生会 下益城郡美里町中小路 8 3 5 番地	平成 1 8 年 4 月 1 日
美里町社協ケアセンター砥用 下益城郡美里町永富 1 5 1 0 番地	社会福祉法人美里町社会福祉協議会 下益城郡美里町永富 1 5 1 0 番地	平成 1 8 年 4 月 1 日
美里町社協ケアセンター中央 下益城郡美里町佐俣 3 3 8 番地	社会福祉法人美里町社会福祉協議会 下益城郡美里町永富 1 5 1 0 番地	平成 1 8 年 4 月 1 日
インターケア宇城訪問介護ステーション 下益城郡城南町永 3 7 8 番地 1	有限会社イノウエホーム 熊本市本荘五丁目 1 3 番 3 8 号	平成 1 8 年 4 月 1 日

(介護予防訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問看護ステーショントラスティーホームげんき 上益城郡益城町惣領 1 4 9 1 番地 8	医療法人永田会 上益城郡益城町惣領 1 5 2 2 番地 1	平成 1 8 年 4 月 1 日
医療法人杏和会城南病院 下益城郡城南町舞原無番地	医療法人杏和会 下益城郡城南町舞原無番地	平成 1 8 年 4 月 1 日
小林病院 下益城郡城南町隈庄 5 7 4 番地	医療法人小林会 下益城郡城南町隈庄 5 7 4 番地	平成 1 8 年 4 月 1 日

(介護予防訪問リハビリテーション)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
医療法人杏和会城南病院 下益城郡城南町舞原無番地	医療法人杏和会 下益城郡城南町舞原無番地	平成 1 8 年 4 月 1 日
小林病院 下益城郡城南町隈庄 5 7 4 番地	医療法人小林会 下益城郡城南町隈庄 5 7 4 番地	平成 1 8 年 4 月 1 日

(介護予防居宅療養管理指導)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
医療法人杏和会城南病院 下益城郡城南町舞原無番地	医療法人杏和会 下益城郡城南町舞原無番地	平成18年4月1日
小林病院 下益城郡城南町隈庄574番地	医療法人小林会 下益城郡城南町隈庄574番地	平成18年4月1日

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
桜の丘通所介護事業所 上益城郡甲佐町西寒野1161番地	社会福祉法人綾友会 上益城郡甲佐町西寒野1161番地	平成18年4月1日
指定通所介護事業所デイサービスセンターかしま湧水苑 上益城郡嘉島町井寺3116番地1	有限会社日本福祉整体学院 熊本市健軍三丁目23番14号	平成18年9月1日
デイサービスセンター陽光園 下益城郡美里町二和田1233番地	社会福祉法人千寿会 下益城郡美里町二和田1233番地	平成18年4月1日
ともち未来病院通所介護サービスセンター 下益城郡美里町洞岳1308番地	医療法人社団白寿会 下益城郡美里町洞岳1308番地	平成18年4月1日
デイサービスセンターおんじゃく 下益城郡美里町中小路897番地	有限会社オー・エム・エス 下益城郡美里町中小路897番地	平成18年4月1日
デイサービスセンターこもれび 下益城郡美里町佐俣338番地	社会福祉法人伸生紀 下益城郡美里町佐俣338番地	平成18年6月1日
吉野乃丘 下益城郡城南町坂野1796番地1	医療法人社団嵩山会 下益城郡城南町阿高325番地1	平成18年4月1日

(介護予防通所リハビリテーション)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
老人保健施設ライフライト矢部 上益城郡山都町下市60番地	医療法人潤幸会 上益城郡山都町浜町167番地1	平成18年10月1日
地域リハビリテーションセンターおんじゃく 下益城郡美里町中小路835番地	医療法人愛生会 下益城郡美里町中小路835番地	平成18年4月1日
介護老人保健施設なごみの里 下益城郡美里町堅志田192番地1	医療法人興和会 下益城郡美里町堅志田192番地1	平成18年4月1日
「なごみ」老人デイケアセンター 下益城郡城南町舞原無番地	医療法人杏和会 下益城郡城南町舞原無番地	平成18年4月1日

(介護予防短期入所生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
桜の丘短期入所生活介護事業所 上益城郡甲佐町西寒野1161番地	社会福祉法人綾友会 上益城郡甲佐町西寒野1161番地	平成18年4月1日
陽光園短期入所生活介護事業所 下益城郡美里町二和田1233番地	社会福祉法人千寿会 下益城郡美里町二和田1233番地	平成18年4月1日
ショートステイこもれび 下益城郡美里町佐俣338番地	社会福祉法人伸生紀 下益城郡美里町佐俣338番地	平成18年4月1日

(介護予防短期入所療養介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
老人保健施設御船清流園 上益城郡御船町御船1062番地1	医療法人社団藤岡会 上益城郡御船町御船1061番地	平成18年4月1日
老人保健施設ライフライト矢部 上益城郡山都町下市60番地	医療法人潤幸会 上益城郡山都町浜町167番地1	平成18年10月1日
ともち未来病院 下益城郡美里町洞岳1308番地	医療法人社団白寿会 下益城郡美里町洞岳1308番地	平成18年4月1日
介護老人保健施設なごみの里 下益城郡美里町堅志田192番地1	医療法人興和会 下益城郡美里町堅志田192番地1	平成18年4月1日
医療法人杏和会城南病院 下益城郡城南町舞原無番地	医療法人杏和会 益城郡城南町舞原無番地	平成18年4月1日
小林病院 下益城郡城南町隈庄574番地	医療法人小林会 下益城郡城南町隈庄574番地	平成18年4月1日

(介護予防認知症対応型通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
桜の丘介護予防認知症対応型通所介護事業所 上益城郡甲佐町西寒野1161番地	社会福祉法人綾友会 上益城郡甲佐町西寒野1161番地	平成18年4月1日

(介護予防認知症対応型共同生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ひまわり 上益城郡山都町下市59番地	医療法人潤幸会 上益城郡山都町浜町167番地1	平成18年12月1日
グループホームひだまり 下益城郡美里町二和田1235番地1	社会福祉法人千寿会 下益城郡美里町二和田1233番地	平成18年4月1日

熊本県告示第17号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により、施術者を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成 2 1 年 1 月 1 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(施 術 者 [あん摩 ・ マッサージ])

施術所名称	施術者	施術所所在地	指定年月日
有限会社 林田鍼灸院	林田 健三	人吉市鍛冶屋町 3 1	平成 2 0 年 1 2 月 8 日

熊本県告示第 1 8 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 1 年 1 月 1 3 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 1 月 1 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本高森線	阿蘇郡南阿蘇村大字両併字幅 2 5 4 9 番 1 地先から 同郡高森町大字高森字森園 7 4 3 番 1 地先まで	前	3.8 ～ 30.0	1,239.0	緊道整 B 防災
			後	3.8 ～ 30.0	1,239.0	
				12.6 ～ 30.0	920.0	
			松島馬場線	上天草市松島町内野河内字カ コノ迫 1 3 0 4 番 1 地先から 同所 1 3 0 5 番 3 地先まで	前	
後	10.8 ～ 16.0	156.8				

2 区域を変更する期日 平成 2 1 年 1 月 1 3 日

熊本県告示第 1 9 号

熊本県民生委員、児童委員表彰規程を廃止する規程を次のように定める。

平成 2 1 年 1 月 1 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県民生委員、児童委員表彰規程を廃止する規程
熊本県民生委員、児童委員表彰規程（昭和 2 5 年熊本県告示第 2 3 2 号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成 2 1 年 1 月 1 3 日から施行する。

熊本県告示第 2 0 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 0 条の規定により告示する。

平成 2 1 年 1 月 1 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県宇土市岩古曾町字岩熊 2 4 7 9 番、2 4 8 9 番から 2 4 9 1 番まで、2 4 9 3 番、2 4 9 4 番、2 4 9 6 番
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
字岩熊 2 4 9 1 番、2 4 9 4 番、2 4 7 9 番・2 4 8 9 番・2 4 9 0 番・2 4 9 6 番（以上 4 筆について次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県宇城地域振興局並びに宇土市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 2 1 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。
 平成 2 1 年 1 月 1 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(短期入所療養介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
朝日野総合病院 熊本市室園町 1 2 番 1 0 号	医療法人朝日野会	平成 2 1 年 1 月 1 日

熊本県告示第 2 2 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。
 平成 2 1 年 1 月 1 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防短期入所療養介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
朝日野総合病院 熊本市室園町 1 2 番 1 0 号	医療法人朝日野会	平成 2 1 年 1 月 1 日

熊本県告示第 2 3 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 0 条の規定により告示する。
 平成 2 1 年 1 月 1 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡五木村乙字上小鶴 1 5 8 8 番 1、1 5 8 9 番 5
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県球磨地域振興局並びに五木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 2 4 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同法第 6 2 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。
 平成 2 1 年 1 月 1 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 八代市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 八代都市計画下水道事業 八代公共下水道
- 3 事業計画
 - (1) 収用の部分 変更なし。
 - (2) 使用の部分
 昭和 4 9 年熊本県告示第 1 6 8 号、昭和 5 1 年熊本県告示第 4 9 号、昭和 5 3 年熊本県告示第 2 4 2 号、昭和 5 4 年熊本県告示第 2 3 0 号、昭和 5 6 年熊本県告示第 4 6 1 号、昭和 6 0 年熊本県告示第 2 0 7 号、昭和 6 3 年熊本県告示第 7 4 6 号、平成元年熊本県告示第 6 2 3 号、平成 3 年熊本県告示第 9 5 5 号、平成 6 年熊本県告示第 7 8 0 号、平成 9 年熊本県告示第 1 9 9 号、平成 1 1 年熊本県告示第 2 8 0 号、平成 1 5 年熊本県告示第 8 1 3 号、平成 1 6 年熊本県告示第 7 9 5 号、平成 1

7 年熊本県告示第 3 6 9 号及び平成 1 9 年熊本県告示第 4 号の事業地のうち、八代市大字福正町字久保並びに大字上日置町字中原、字米の口及び字八幡並びに大字西片町字稲村、字下通丸、字乙津及び字明楽寺並びに大字中片町字元水町及び大字寛渡並びに大字上片町字中の森及び字下の森並びに大字古閑中町字冬築、字六反田、字若宮、字沖下及び字高嶋並びに新港町三丁目並びに新港四丁目地内において事業地を変更し、同事業地に、八代市大字上日置町字久保原並びに大字西宮町字源六、権五郎、小寺及び高丸並びに大字中片町字町田、小路、岩常、松丸及び米の口並びに大字上片町字高取並びに大字東片町字岡神並びに大字宮地町字源八、年神、石原及び乙丸並びに大字古閑中町字塩浜、字源田、字船免及び字篠割並びに大字古閑浜町字西割並びに大字井揚町字北新地、字北井上、字南井上及び字本畑割並びにを加える。

- (3) 事業施行期間
昭和 4 9 年 3 月 2 日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日まで

公 告

熊本県公告第 8 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 3 3 条の 3 において準用する同法第 3 0 条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第 1 8 9 条の規定により、当該通知の内容を人吉市役所に掲示する。
平成 2 1 年 1 月 1 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 所在の不明な者の氏名
徳元 順次、大柿 貞彦、松谷 伸吾、永田 重磨、土屋 秀蔵、五大日商株式会社、入江 幸助、蓑田 眞耕、出口 勝範
- 2 通知の趣旨
 - (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
 - (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成 2 0 年 1 2 月 5 日付け熊本県告示第 1 0 5 2 号による。

熊本県公告第 9 号

平成 2 0 年 9 月 1 2 日付けで玉名市に事務所を置く玉名市土地改良区理事長 島津勇典から申請のあった大堀地区土地改良事業（農業用排水施設）、鯨油地区土地改良事業（農業用排水施設）、共和地区土地改良事業（農業用排水施設）、甲六ノ割地区土地改良事業（農業用排水施設）及び祭田下地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行については、平成 2 0 年 1 2 月 2 6 日付けで認可したので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 4 8 条第 1 1 項の規定により公告する。
平成 2 1 年 1 月 1 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第 1 0 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 2 0 年 8 月 8 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により荒尾市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。
平成 2 1 年 1 月 1 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ荒尾本店
荒尾市原万田字御馬給 6 6 2 番 1 ほか
- 2 市町村意見の概要
 - (1) 原万田交差点の交通渋滞に対する次の緩和策を検討していただきたい。
ア 市道西原・桜町線から国道 2 0 8 号へ出る際の原万田交差点信号機の青信号時間を長くする等の働きかけに努めること。
イ 出口（B）箇所前方などに車両誘導案内板（荒尾方面・大牟田方面等の表示板）を設置すること。
 - (2) 店舗開店後においても、周辺住民等からの生活環境に関する意見・苦情等に関する窓口を設け、適切な対応をお願いしたい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び玉名地域振興局総務振興課
平成 2 1 年 1 月 1 3 日から平成 2 1 年 2 月 1 3 日まで

熊本県公告第11号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により次のとおり公告する。

平成21年1月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
「くまもと安心移動ナビ・プロジェクト」システム構築等業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総合政策局企画課特定政策推進室
熊本市水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成20年12月24日（水）
- 4 落札者の氏名及び住所
西日本電信電話株式会社熊本支店
熊本県熊本市桜町3番1号
- 5 落札金額
40,425,000円（うち消費税及び地方消費税の額1,925,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
総合評価一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成20年11月4日（火）

熊本県公告第12号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成21年1月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町新山一丁目3190番647、同3190番648、同3190番704、同3190番890及び同3190番1164
1,490.03平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン

熊本県公告第13号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成21年1月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 菊池市野間口338番地1
- 2 築造者の氏名 コーエイ不動産株式会社
- 3 道路の位置 山鹿市古閑字東1381番24
- 4 道路の幅員 4.03から4.50メートルまで
- 5 道路の延長 35.90メートル
- 6 指定年月日 平成20年12月15日
- 7 指定番号 鹿本企調第23号

熊本県公告第14号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成21年1月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 山鹿市方保田161番1
- 2 築造者の氏名 岩下勝紀
- 3 道路の位置 山鹿市中字本村302番15、同302番4
- 4 道路の幅員 6.00メートル
- 5 道路の延長 58.65メートル
- 6 指定年月日 平成20年12月15日
- 7 指定番号 鹿本企調第25号

熊本県公告第 15 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 21 年 1 月 13 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 入札に付する事項

- (1) 業務委託名
平成 21 年度熊本県庁舎等清掃業務委託
- (2) 業務委託の内容
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 委託期間
平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号他
熊本県庁他
- (5) 入札金額
入札金額は、本委託業務に要する費用の総額とする。
なお、落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額により入札すること。
- (6) 最低制限価格等の設定
ア 本競争入札には、最低制限価格を設けていない。
イ 本競争入札には、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けている。
- (7) その他
ア 本競争入札は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による参加もできる。ただし、電子入札システムに利用者登録が完了している者による電子入札によるものとする。
イ 本競争入札は、競争入札参加資格確認のため、入札前に 3 に記載する競争入札参加確認申請書及び確認資料の提出が必要な入札である。

2 入札参加者の資格に関する事項

- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目「庁舎清掃」に登録された者で、かつ、その格付けが「A」と決定されたものであること。
なお、入札参加資格を有しない者は、次により入札参加資格審査の申請を行うこと。
ア 審査申請の受付期間
公告の日から平成 21 年 1 月 28 日（水）まで（閉庁日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までに提出すること。
ただし、受付期間の終了後も入札書締切予定日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
イ 審査申請書の提出先及び問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課 資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-333-2581
ウ 申請の方法
要綱に定める「競争入札参加資格審査申請書」に必要書類を添付し、持参又は郵送により提出すること。
なお、申請様式及び提出書類の詳細については、熊本県ホームページの「申請書様式ダウンロード」のページで確認することができる。
エ 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - オ 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。
 - カ 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 23 年 1 月 4 日から平成 23 年 1 月 31 日まで行う。
 - (2) 申請去 2 年間のそれぞれ年において、年間を通じた建物の日常清掃業務契約の延床面積の計が 6 万平方メートル以上の実績がある者であること。
 - (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

- (5) 入札及び開札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 8 1 1 号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
 - 本競争入札に参加を希望する者は、2 の（2）～（5）に示す要件を満たしているかの確認を受けるため、次により「競争入札参加資格確認申請書」及び確認資料（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。
 - なお、期限までに申請書等を提出しない者及び確認の結果要件を満たしていないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
 - (1) 提出方法及び提出場所
 - ア 電子入札システムによる入札参加の場合
申請書等を電子入札システムにより提出すること。
 - なお、確認資料の容量が 1 MB を超える場合には、4 の（1）に示す場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）することとし、持参又は郵送する書類の目録を電子入札システムで提出すること。
 - イ 紙入札方式による入札（書面による入札をいう。以下同じ。）参加の場合
申請書等を 4 の（1）に示す場所に持参又は郵送すること。
 - なお、郵送の場合は、提出期間内に必着すること。
 - (2) 提出期間
公告の日から平成 21 年 2 月 4 日（水）午後 5 時まで（閉庁日を除く。）に提出すること。
 - (3) 確認結果の通知
確認の結果は、「競争入札参加資格確認結果通知書」により通知する。
- 4 入札執行の日時、場所等
 - (1) 契約条項を示す場所
熊本県総務部管財課管理班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号
電話番号 096-333-2090 ファックス番号 096-384-3792
 - (2) 入札説明書及び業務委託仕様書等
 - ア 閲覧（交付）の期間
公告の日から平成 21 年 1 月 30 日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
 - イ 閲覧（交付）の場所
4 の（1）に記載する場所で交付する。
 - (3) 入札の日時及び場所
 - ア 電子入札システムによる入札
3 の（3）記載の確認結果の通知を受けた日時から、平成 21 年 2 月 23 日（月）午後 5 時までに入札すること。
 - イ 紙入札方式による入札
(ア) 日時 平成 21 年 2 月 24 日（火）午前 10 時
(イ) 場所 熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号
熊本県庁（行政棟本館地下 1 階 監理課入札室）
 - (4) 開札の日時及び場所
4 の（3）のイに同じ。
 - (5) 再度の入札
開札後、落札者がいない場合は再入札を行う。
再入札を行う場合、電子入札により入札書を提出した者については、再入札の通知を受けた日時から、平成 21 年 2 月 24 日（火）午前 11 時までに電子入札システムにより入札すること。
- 5 入札方法等
 - (1) 入札方法
 - ア 電子入札システムによる入札の場合
4 の（3）のアの締切日時までに電子入札システムにより入札書を提出すること。
ただし、入札参加者側のシステム障害等のやむを得ない事情があり、入札書受付締切予定日時までに「熊本県電子入札システム紙入札移行承認願」を 4 の（1）に示す場所に提出し、県（契約担当者）から承認を受けた場合は、イの紙入札方式によるものとする。
 - イ 紙入札方式による入札の場合
別に定める別紙様式 2 の「入札書」により作成し、4 の（3）のイの日時及び場所に持参し、提出すること。
ただし、代理人をして入札するときは、別に定める別紙様式 3 の「委任状」を入札書と同時に提出すること。
なお、郵送を認めるが、次の事項に留意のうえ、必ず平成 21 年 2 月 23 日（月）までに 4 の（1）に記載する場所に必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
(ア) 封筒は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」、中封筒に「委託業務の名称」及び「開札日時」を朱書きすること。
(イ) 再入札を予想する場合は、中封筒に「再入札書」、「委託業務の名称」及び「開

- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本競争入札は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

9 Summary

- (1) Name and content of consignment
Cleaning work for Prefectural Government Buildings
- (2) Date and Place to submit bidding proposal
February 24, 2009, 10:00a. m.
Bidding Office
(Prefectural Government Main Building, first basement floor)
- (3) Contact information
Property Management Division
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Kumamoto City, 〒862-8570
Phone: 096-333-2090

熊本県公告第16号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定により建築協定を認可したので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年1月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 認可を受けた者の住所及び氏名
上益城郡甲佐町大字下横田722番1 有限会社オクナ商事 代表取締役 奥名睦子
- 2 協定の名称 芝原第二団地建築協定
- 3 協定区域の地名及び地番 上益城郡甲佐町大字芝原字芝原第二104番1、同104番6、同104番7、同104番8、同104番9、同104番10、同104番11、同104番12、同104番13、同104番14、同120番1、同120番3、同120番4、同120番5、同120番6、同120番7、同120番8、同120番9、同120番10、同120番11、同120番12、同120番13、同120番14、同120番15、同120番16及び同120番17
- 4 協定区域の面積 5,622.36平方メートル
- 5 認可年月日 平成20年12月9日

登載依頼

熊本県市町村合併推進審議会公告第7号

熊本県市町村合併推進審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成21年1月13日

熊本県市町村合併推進審議会
会長 中川義朗

- 1 開催日時
平成21年1月20日（火）
午後3時から午後4時30分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 主な議題（予定）
 - (1) 第7回審議会開催後の動きについて
 - (2) 熊本県市町村合併推進構想（第2次）の改訂について
 - (3) 今後の進め方等について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場前の受付において氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従い、会議の会場に入室してください。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 非公開の議題
会議の途中において、非公開とされた議題については、傍聴できません。
- 7 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県市町村合併推進審議会事務局（熊本県総務部市町村総室合併推進班）
（電話096-333-2106）

熊本県都市計画審議会公告第 2 号

第 1 3 2 回熊本県都市計画審議会を次のとおり開催します。

平成 2 1 年 1 月 1 3 日

熊本県都市計画審議会
会長 両 角 光 男

- 1 開催日時
平成 2 1 年 1 月 2 6 日 (月)
午後 1 時 3 0 分から
- 2 開催場所
熊本市水前寺公園 2 8 番 5 1 号
熊本テルサ 3 階「たい樹」
- 3 案件
【審議】
 - (1) 建築基準法第 5 1 条ただし書の規定に基づく産業廃棄物処理施設の位置の件
【八代都市計画区域 (八代市) : 廃プラスチック類破碎施設】
 - (2) 建築基準法第 5 1 条ただし書の規定に基づく産業廃棄物処理施設の位置の件
【熊本都市計画区域 (熊本市) : 廃プラスチック類及び木くず破碎施設】
 - (3) 宇土都市計画下水道 (富合公共下水道) の変更の件
【宇土都市計画区域 (熊本市)】
 - (4) 八代都市計画道路の変更の件 (大臣同意有り)
【八代都市計画区域 (八代市) : 国道 3 号線】
 - (5) 八代都市計画道路の変更の件 (大臣同意なし)
【八代都市計画区域 (八代市) : 八代臨港線ほか 1 8 路線】
 - (6) 山鹿都市計画道路の変更の件 (大臣同意有り)
【山鹿都市計画区域 (山鹿市) : 山鹿来民線ほか 1 路線】
 - (7) 山鹿都市計画道路の変更の件 (大臣同意なし)
【山鹿都市計画区域 (山鹿市) : 中央通志々岐線ほか 3 路線】
- 4 傍聴者の定員
2 0 人
- 5 傍聴手続
 - (1) 審議会の傍聴を希望される方は、受付時間内に受付において整理券を配布します。
 - (2) 受付時間は、審議会開会の 1 時間前から 1 0 分前までとします。
 - (3) (1) において配布した整理券を持って、午後 1 時 2 0 分に受付に集合してください。
 - (4) 傍聴を希望される方の総数が傍聴者の定員を超える場合は、抽選により傍聴者を決定します。
 - (5) 傍聴を認められた方は、受付において氏名及び住所を記入し、係員の指示に従い会場に入室することができます。
- 6 傍聴するにあたっての守るべき事項
傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。
 - (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を意思表示することはできません。
 - (2) はり紙、旗、プラカードの提出、はち巻、腕章の類を身につける等示威的行為はできません。
 - (3) 会場内での飲食はできません。
 - (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等はできません。
 - (5) 会場内で携帯電話等の通信機器を使用することはできません。
 - (6) その他会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。※ 上記のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
※ 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、退場していただく場合があります。
- 7 非公開の案件
今回の審議会では「3 案件」のうち、【審議】(1) 及び(2)については、「審議会等の会議の公開に関する指針第 3 公開の基準」ア又はイに該当するため非公開とし、傍聴はできません。
他の案件については、公開としますが、公開の案件の審議中であっても、「審議会等の会議の公開に関する指針」第 3 公開の基準に該当する場合には、あらかじめ公開非公開の決定権限を会長に委任しておりますので、会長の判断により公開、非公開の別を決定することとしています。
- 8 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号
熊本県都市計画審議会事務局 (熊本県土木部都市計画課計画調整係)
(電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 5 2 0 (直通))

熊本県選挙管理委員会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項及び第75条第5項の規定に基づくその総数の50分の1の数並びに同法第76条第4項、第81条第2項及び第86条第4項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項の規定に基づくその総数が40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。
平成21年1月13日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

その総数の50分の1 29,895
その総数が40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 315,786

熊本県選挙管理委員会告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第4項の規定に基づくその総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。
平成21年1月13日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

選挙区名	
熊本市選挙区	155, 261
八代市・八代郡選挙区	40, 775
人吉市選挙区	9, 878
荒尾市選挙区	15, 547
水俣市選挙区	7, 837
玉名市選挙区	19, 390
天草市・天草郡選挙区	28, 612
山鹿市選挙区	16, 021
菊池市選挙区	14, 136
宇土市選挙区	10, 238
上天草市選挙区	9, 133
宇城市選挙区	17, 293
阿蘇市選挙区	8, 125
合志市選挙区	14, 214
下益城郡選挙区	11, 163
玉名郡選挙区	12, 717
鹿本郡選挙区	8, 350
菊池郡選挙区	17, 007
阿蘇郡選挙区	11, 411
上益城郡選挙区	24, 914
葦北郡選挙区	7, 305
球磨郡選挙区	16, 990

熊本県選挙管理委員会告示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項の規定に基づく選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。
平成21年1月13日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

熊本県有明海区 2, 447
天草不知火海区 2, 656

熊本県選挙管理委員会告示第4号

熊本県選挙管理委員会委員及び補充員に次の者が選挙されたので、熊本県選挙管理委員会規程（昭和51年熊本県選挙管理委員会告示第6号）第4条第1号の規定に基づき告示する。
平成21年1月13日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

委員となった者
住 所 熊本市草葉町2-27
氏 名 柴 田 憲 保
住 所 熊本市元三町3-5-1
氏 名 中 村 義 彦

住 氏 所 名 熊 本 市 山 ノ 内 4 - 1 - 3 0
 住 氏 所 名 熊 本 市 水 前 寺 公 園 2 5 - 4 6
 氏 名 世 良 喜 久 子
 補 充 員 と な っ た 者
 住 氏 所 名 下 益 城 郡 城 南 町 限 庄 4 3 6 - 3
 住 氏 所 名 寺 嶋 建 5 - 2 8
 住 氏 所 名 熊 本 市 出 町 温 敷 代 2 - 1 7 - 1
 住 氏 所 名 山 本 市 新 屋 敷 子 6 6 1
 住 氏 所 名 高 鹿 市 大 字 寺 島 6 6 1
 住 氏 所 名 渡 鹿 市 邊 柴 文

熊 本 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 5 号

地 方 自 治 法 (昭 和 2 2 年 法 律 第 6 7 号) 第 1 8 7 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 次 の 者 が 熊 本 県 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 に 選 挙 さ れ 、 ま た 同 条 第 3 項 の 規 定 に よ り 委 員 長 の 職 務 を 代 理 す る 者 と し て 次 の 者 を 指 定 し た の で 、 熊 本 県 選 挙 管 理 委 員 会 規 程 (昭 和 5 1 年 熊 本 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 6 号) 第 4 条 第 3 号 及 び 第 4 号 の 規 定 に 基 づ き 告 示 す る 。
 平 成 2 1 年 1 月 1 3 日

熊 本 県 選 挙 管 理 委 員 会
 委 員 長 柴 田 憲 保

委 員 長 と な っ た 者
 住 氏 所 名 熊 本 市 草 葉 町 2 - 2 7
 氏 名 柴 田 憲 保
 委 員 長 職 務 代 理 者 と し て 指 定 さ れ た 者
 住 氏 所 名 熊 本 市 元 三 町 3 - 5 - 1
 氏 名 中 村 義 彦